

申請に必要な書類

1. 認定申請

- ①：住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書もしくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えた場合

図書の種類	部数	内容等
①認定申請書	正・副	第5条第1・2・3項は第一号様式、第5条第4・5項第一の二号様式、第5条6・7項第一の三号様式を使用
②委任状	原本・写	申請者が手続きを他者に委任する場合
③確認書もしくは住宅性能評価書	原本・写	住宅性能評価書については長期使用構造等の確認の結果が記載されたもの ※正本に写し、副本に原本を綴じること
④付近見取り図	2部	方位、道路及び目標となる地物
⑤配置図	2部	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
⑥各階平面図	2部	縮尺、方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法、居室の寸法並びに階段の寸法
⑦用途別床面積表	2部	用途別の床面積
⑧床面積求積図	2部	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
⑨二面以上の立面図	2部	縮尺、外壁及び開口部の位置
⑩断面図又は矩計図	2部	縮尺、建築物の高さ、軒の高さ並びに軒及びひさしの出
⑪状況調査書	2部	建築物の劣化事象等の状況の調査の結果 (増築・改築又は建築行為を行わない既存住宅の場合のみ)
⑫工事履歴書	2部	新築、増築又は改築の時期及び増築又は改築に係る工事の内容（建築行為を行わない既存住宅の場合のみ）
⑬設計内容説明書	2部	住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの説明 (増築・改築又は建築行為を行わない既存住宅の場合のみ。区長が別に定める事項の様式のもの)
⑭確認済証（写）	2部	※認定に必要ではありませんが、板橋区として運用上添付をお願いしています。
⑮その他	2部	地区計画等に適合する旨の証明書の写し（敷地が地区計画等区域内に限る）

※④～⑬は長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第二条表二及び表三より

※自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に係る事項については「東京都板橋区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則」並びに「東京都板橋区長期優良住宅

区長が別に定めるもの」を参照のこと

※認定申請書第四面『2. 建築後の住宅の維持保全の方法及び期間』及び『2. 建築後の住宅の維持保全の方法の概要』に長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第8項第4号イ、第5号イ、第6号イに掲げられた事項について記載しきれない場合、維持保全について計画書（以下『維持保全計画書』と記載）を作成し、添付すること。

②：①以外の場合

図書の種類	部数	内容等
①認定申請書	正・副	第5条第1・2・3項は第一号様式、第5条第4・5項第一の二号様式、第5条6・7項第一の三号様式を使用
②委任状	原本・写	申請者が手続きを他者に委任する場合
③設計内容説明書	2部	住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの説明（増築・改築又は建築行為を行わない既存住宅の場合は区長が別に定める事項の様式のものを含む）
④付近見取り図	2部	方位、道路及び目標となる地物
⑤配置図	2部	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、空気調和設備等（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第2号に規定する空気調和設備等をいう。）及び当該空気調和設備等以外のエネルギー消費性能（同号に規定するエネルギー消費性能をいう。）の向上に資する建築設備（以下この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。）の位置並びに配管に係る外部の排水ますの位置
⑥仕様書（仕上げ表を含む）	2部	部材の種別、寸法及び取付方法並びにエネルギー消費性能向上設備の種別
⑦各階平面図	2部	縮尺、方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法、居室の寸法、階段の寸法及び構造、廊下及び出入口の寸法、段差の位置及び寸法、壁の種類及び位置、通し柱の位置、筋かいの種類及び位置、開口部の位置及び構造、換気孔の位置、設備の種別及び位置、点検口及び掃除口の位置並びに配管取出口及び縦管の位置
⑧用途別床面積表	2部	用途別の床面積
⑨床面積求積図	2部	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
⑩二面以上の立面図	2部	縮尺、外壁、開口部及びエネルギー消費性能向上設備の位置並びに小屋裏換気孔の種別、寸法及び位置

⑪断面図又は矩計図	2部	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
⑫基礎伏図	2部	縮尺、構造躯体の材料の種別及び寸法並びに床下換気孔の寸法
⑬各階床伏図	2部	縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
⑭小屋伏図	2部	縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
⑮各部詳細図	2部	縮尺並びに断熱部その他の部分の材料の種別及び寸法
⑯各種計算書	2部	構造計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容
⑰機器表	2部	エネルギー消費性能向上設備の種別、位置、仕様、数及び制御方式
⑱状況調査書	2部	建築物の劣化事象等の状況の調査の結果 (増築・改築又は建築行為を行わない既存住宅の場合のみ)
⑳工事履歴書	2部	新築、増築又は改築の時期及び増築又は改築に係る工事の内容(建築行為を行わない既存住宅の場合のみ)
㉑確認済証(写)	2部	※認定に必要ではありませんが、板橋区として運用上添付をお願いしています。
㉒認定書等(写)	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅型式性能認定 ・認証形式部分等 ・特別評価方法認定
㉓その他	2部	地区計画等に適合する旨の証明書の写し(敷地が地区計画等区域内に限る)、維持保全計画書

※③～⑳は長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第二条表一及び表二より

※自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に係る事項については「東京都板橋区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則」並びに「東京都板橋区長期優良住宅区長が別に定めるもの」を参照のこと

※認定申請書第四面『2. 建築後の住宅の維持保全の方法及び期間』及び『2. 建築後の住宅の維持保全の方法の概要』に長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第8項第4号イ、第5号イ、第6号イに掲げられた事項について記載しきれない場合、維持保全計画書を作成し、添付すること。

2. 変更認定申請（第8条1項）

図書の種類	部数	内容等
①変更認定申請書	正・副	二面～四面を含む
②委任状	原本・写	申請者が手続きを他者に委任する場合
③変更確認書又は住宅性能評価書	原本・写	住宅性能評価書については長期使用構造等の確認の結果が記載されたもの ※正本に写し、副本に原本を綴じること
④計画変更後の確認済証（写）	2部	軽微な変更であれば変更届の写し
⑤変更箇所の書類	2部	原則変更前、変更後を添付

3. 変更認定申請（第9条1項）

図書の種類	部数	内容等
①変更認定申請書	正・副	二面～四面を含む
②委任状	原本・写	申請者が手続きを他者に委任する場合
③売買証明書の写し	2部	提出する日が契約日から3ヵ月を超えている場合、理由書とその間の維持保全状況の報告
④維持保全計画書	2部	

4. 変更認定申請（第9条3項）

図書の種類	部数	内容等
①変更認定申請書	正・副	二面～四面を含む
②委任状	原本・写	申請者が手続きを他者に委任する場合
③管理人等が決定したことの確認出来る書類の写し	2部	提出する日が管理人等の決定日から3ヵ月を超えている場合、理由書とその間の維持保全状況の報告
④維持保全計画書	2部	

5. 軽微な変更報告

図書の種類	部数	内容等
①軽微な変更届	正・副	
②計画変更後の確認済証（写）	2部	軽微な変更であれば変更届の写し
③変更箇所の書類	2部	原則変更前、変更後を添付

6. 完了報告

図書の種類	部数	内容等
①工事完了報告書	正・副	
②検査済証の写し	2部	

7. 地位の承継

図書の種類	部数	内容等
①承認申請書	正・副	
②委任状	原本・写	申請者が手続きを他者に委任する場合
③地位の承継の事実を証明する書類の写し	2部	例：売買契約書、建物謄本のコピー等